

2次補正予算

就労A、B型に最大50万円

異例の工賃下支え

政府の2次補正予算案に盛り込まれた、障害者就労継続支援事業A型、B型事業所への一時金が、1事業所当たり最大50万円になることが分かった。新型コロナウイルスの影響で生産活動収入が相当程度減った事業所に限り、支出分を補てんする。

それによって浮いたお金を、事業所が利用者の賃金・工賃に回すことを想定。間接的に

利用者の収入減を回避する方策と言えるもので、日本知的障害者福祉協会など複数の関係団体が要望していた。公費を利用者の賃金・工賃に直接充てるとは従来、原則として認められていない。今回、間接的であれ、賃金・工賃を下支えする見通しが立った点は異例。政府は17日を会期末とする今国会中の成立を急ぐ。

A型、B型事業所の一部に一時金を支給するのは、厚生労働省の「生産活動活性化支援事業（仮称）」で予算額は16億円。1事業所に最大で50万円を全額国費で支給する。50万円だとすれば、単純計算で3200事業所が支給対象になる。

一時金の使い道は「生産活動の再起に要する費用」（厚労省障害福祉課）で、家賃などの固定費、設備のメンテナンス費用、生産活動に特化した職員の人件費などを想定している。

生産活動収入がどの程度減った事業所を支給対象とするかは現時点では未定。1カ月の売り上げが前年同月比で50%以上減った中小企業に最大200万円支給する「持続化給付金」（経済産業省所管）の要件を軸に今後検討される見通しだ。

A型事業所は現在約4000カ所あり、利用者とは雇用契約を結ぶ。最低賃金を保障しなければならない。B型事業所は約1万3000カ所あり、利用者と雇用契約は結ばない。18年度の月額平均工賃は1万6118円だった。



障害福祉関係の2次補正予算案にはこのほか、障害福祉サービス事業所で働く職員約180万人に支給する慰労金などに1508億

円が計上された。
新型コロナウイルスの感染者

や濃厚接触者が発生した施設の職員には1人



4月から就労継続支援B型事業所になった
ブレンド（相模原市）

20万円、発生していない施設の職員には1人5万円を支給する。利用者と接する職員であれば、正規・非正規や職種は問わない。

地域活動支援センターなど障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に従事する職員は支給の対象外。

今年4月1日に、それまでの地域活動支援センターから、障害福祉サービスであるB型事業所に移行した「ブレンド」（相模原市）は、職員が慰労金の支給対象となるのか、気をもんでいる。（福田敏克）